

改修を伴わない場合における既存住宅・建築物の省エネ診断・表示に対する支援を行う。

**【事業の要件】** 300m<sup>2</sup>以上の既存住宅・建築物における省エネ性能の診断・表示

- ※「省エネ性能の診断」については、エネルギー使用量の実績値の算出ではなく、  
設計図書等を基にした、設計一次エネルギー消費量の計算とする。
- ※「表示」については、建築物省エネ法に基づく第三者認証等とする。  
(基準適合認定表示、BELS等)

**【補助率】** 1/3(特に波及効果の高いものは定額)

### ■補助対象となる費用

- ①設計一次エネルギー消費量、BEI等の診断に要する費用
- ②基準適合認定表示、BELS等の第三者認証取得に必要な申請手数料
- ③表示のプレート代など

### <波及効果の高いものとして想定される取組み※の例>

下記のような取組みを一体的に行う場合

- ・企業の環境行動計画への位置付け
- ・広告チラシやフロアマップに表示を掲載
- ・建物エントランスの目立つ場所にプレートを表示
- ・環境教育の取り組みと連携して表示を活用  
(エコストアガイドマップの作成と表示、エコストア探検ツアー等) 等

★事例の詳細は下記HPに記載

[http://www.kkj.or.jp/kizon\\_se/kizon2022-seinoushinden\\_dl.html#saitakujirei](http://www.kkj.or.jp/kizon_se/kizon2022-seinoushinden_dl.html#saitakujirei)

※取り組みの波及効果については、専門家等の判断による。

